

○津軽広域連合選挙管理委員会規程

(平成10年7月28日選挙管理委員会訓令第1号)

改正 平成13年1月26日選挙管理委員会訓令第1号
平成18年12月20日選挙管理委員会訓令第1号
令和2年1月10日選挙管理委員会訓令第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条－第6条）
- 第3章 会議（第7条－第11条）
- 第4章 委員長の職務権限（第12条・第13条）
- 第5章 事務局（第14条－第17条）
- 第6章 文書の收受、処理、編さん及び保存（第18条－第20条）
- 第7章 告示の方法（第21条）
- 第8章 公印（第22条）
- 第9章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定により津軽広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員の改選後初めて委員長の選挙を行うときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所、氏名を告示し併せて、広域連合長に報告しなければならない。

（委員長の任期等）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が退職その他事由により欠けたときは、委員長の選挙を速やかに行わなければならない。

（委員長の職務代理者）

第4条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する委員（以

下「委員長職務代理者」という。)をあらかじめ指定しておかなければならない。

- 2 委員長職務代理者の任期は、その指定した委員の任期による。
- 3 第1項の指定があった場合は、委員会は、その者の住所氏名を告示しなければならない。

(委員等の退職)

第5条 委員長が退職しようとするときは、委員会に退職願を提出し承認を得なければならない。

- 2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長に退職願を提出し承認を得なければならない。この場合において委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長代理に提出しなければならない。

(委員等の異動)

第6条 新たに委員及び補充員が選挙されたとき、又は委員が欠けたとき若しくは委員の欠員を補充したときは、委員会は、直ちにその旨及びその者の住所氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する告知によりこれを行う。

- 2 前項の告知には、日時、場所及び会議に付すべき事項を示さなければならない。
- 3 委員の改選後初めて開く委員会は、書記長がこれを招集する。

(委員会招集の請求)

第8条 委員が委員会の招集を請求するときは、会議に付議すべき事項を附した文書を委員長に提出してこれをしなければならない。

(欠席)

第9条 委員は、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録)

第10条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(議事手続きの準用)

第11条 会議の開閉、議案の審議、議決その他委員会の議事については、津軽広域連合議会会議規則（平成10年津軽広域連合議会規則第1号）の例による。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の職務)

第12条 委員長の担当事務は、法令で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会の議決を執行すること。
- (2) 委員会に令達された予算の経理に関すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 書記及びその他職員の服務に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第13条 委員会の権限に属する事項で別表に掲げる事項以外の事項は、委員長において専決することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の会議において、委員会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

(職員)

第15条 事務局に書記長、書記その他必要な職員を置く。

(職務)

第16条 書記長は、委員長の命を受け、委員会に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 書記及びその他の職員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(職員のサービスの準用)

第17条 この規程に定めるもののほか、職員のサービスについては、広域連合の職員のサービスの例による。

第6章 文書の收受、処理、編さん及び保存

(文書の処理)

第18条 起案文書は、委員長の決裁を受けるもののほか、書記長において専決することができる。

(代決)

第19条 前条に規定する専決事項の代決については、津軽広域連合事務専決代決規程（平成10年津軽広域連合訓令第1号）の例による。

(文書の取扱い)

第20条 本章によるもののほか、委員会の文書の取扱いについては、津軽広域連合文書等管理規程（平成10年津軽広域連合訓令第2号）の例による。

第7章 告示の方法

(告示の方法)

第21条 委員会においてする告示、公表については、津軽広域連合公告式条例（平成10年津軽広域連合条例第1号）の例による。

第8章 公印

(公印)

第22条 委員会、委員長並びに選挙長、開票管理者及び投票管理者の公印は別記のとおり定める。

第9章 補則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年1月26日選挙管理委員会訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年12月20日選挙管理委員会訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年1月10日選挙管理委員会訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第13条関係）

- (1) 委員長の選挙及び退職承認に関すること。
- (2) 委員長の選挙権等資格の有無を決定すること。
- (3) 委員会の定める規程の改廃に関すること。
- (4) 選挙の期日を定めること。
- (5) 選挙事務登録における登録日程を定めること。
- (6) 投票用紙の様式を定めること。
- (7) 選挙長、開票管理者及び投票管理者並びにその代理者を選任すること。
- (8) 選挙日及び開票の日時、場所を決定すること。
- (9) 選挙運動従事者に対する報酬及び実費弁償の最高額を決定すること。
- (10) 異議の申出を受理し、決定すること。
- (11) 選挙人名簿の登録及び抹消に関すること。

別記（第22条関係）

公印の名称	字句	形状寸法	個数	保管責任者
広域連合選挙管理委員会印	津軽広域連合選挙管理委員会之印	正方形 21mm	1	書記長
広域連合選挙管理委員会委員長印	津軽広域連合選挙管理委員会委員長之印	正方形 21mm	1	書記長